

第19回熊本市景観審議会議事録（要旨）

日時 平成24年11月19日（月）午後1時30分から

場所 熊本市役所 本庁舎11階 会議室

出席者（委員）伊藤委員、出家委員、村上委員、秋元委員、大脇委員、鋤先委員、三角委員
西山委員、志水委員、濱崎委員、戸上委員、中川委員、佐々木委員、坂井修一委員

（事務局）永山総括審議員、福永課長、宮本都市審議員、野満主幹、中嶋係長、坂田参事、中川技師

議題 景観重要建造物及び景観形成建造物の指定について

その他 屋外広告物の基準の検討について

熊本城の眺望保全の取り組みについて

（審議概要）

議題について事務局から概要説明の後、審議を行った。

議題については、熊本市川尻4丁目に位置する瑞鷹株式会社の事務所及び倉庫等の3棟について、景観法に基づく景観重要建造物に指定すること、また瑞鷹が所有する資料館及び貸事務所の2棟について、景観条例に基づく景観形成建造物に指定することの審議を行い、それぞれ良好な景観の形成に寄与することやランドマーク性、歴史的、建築的価値が認められ、了承いただいた。

その他、前回意見を頂いた市街化調整区域などの屋外広告物の基準検討の方向性やこれまで本市が取り組んできた熊本城の眺望保全の取組み経緯などについて説明した。

また、主な意見は次のとおり。

<建造物の指定について>

【委員】（以下【委】）各建造物に指定後は、一般公開などを行わないのか。

【委】 いつも公開していないのか。

【委】 資料館については電話すれば中を見られる。

【事務局】（以下【事】）

外観改修に対する補助の制度であり、通りから外観を見てもらうこととしている。希望者については個々で所有者の同意が必要。瑞鷹については酒蔵まつりで公開している。

【委】 運用実態について、指定すると好き勝手に改修などできなくなるが、指定については市から提案しているのか、所有者から希望してくるのか。

【事】 今回景観重要建造物に指定予定の3件については、景観形成建造物指定時に南部

市民の会からの推薦を頂き指定したものである。今回の重要建造物については以前から指定を働きかけており同意が取れたので指定するもの。景観形成建造物に指定予定の2件については所有者からの申出である。市から話を持ちかけることもあるし、様々なパターンがある。

【委】もちろん指定に同意、むしろ遅かったと思うくらい。これからどう活用していくか。

専門家との協力など配慮を。

【委】景観形成建造物から景観重要建造物に移行するのはどういった基準からか。

【事】10年以上の実績があり、ランドマーク性、川尻を特徴付けていることから、また通りとして考慮しても景観法19条を満たしている。

【委】建屋前の電柱が気になる。全体を通しての景観を考えないのか。

【委】大切なことである。地中化がすすんでいるところもある。川尻のその通りは船着場、蔵があり、歴史ゾーンとなっている。他課との調整を検討し特徴づけた景観づくりを進めてほしい。

新町古町はどのような状況か。

【事】所有者としては、電柱があるのでトラックで軒先を傷めないとのこと。南区からの要望、問いかけはある。地元の同意があれば来年度調査検討。

唐人町はモデル街区となり、連続した町並みとなり、万町も町並みができつつある。小沢町でも2軒、段山町で1軒と少しずつ町並みづくりが進んでいる。

【委】市民に知らせるため、表示板の設置を。

【事】指定建造物については銘板を設置している。町屋についても認定プレートを来年度以降設置予定である。

【委】景観重要建造物や景観形成建造物の候補リストはあるのか。

【委】戦略的に指定しているのか。一回全ての方に声を掛けているのか、つまり何か計画的にしているのか。

【事】同意が取れるものから行っている。

従来から調査したリストや近代化遺産リスト（県教育委員会）などを参考になっている。ある程度の展望がある取り組みが出来ればと思う。

【会長】何もなければ承認することとしたい。[議題の審議は終了。]

[その他の意見交換]
＜広告物について＞

(事務局による説明後)

【委】現行基準をすり抜けて、好ましくないのではないかという事態が発生してきている、それに対して広告物の基準を見直そうではないか、その為には、開発景観課も含めコンサル

会社等の専門的見地から実態調査を行い見直しを進めますので、了承して頂きたいということか？

【事】春に開催した審議会の宿題の、特に目に付く部分に対して実施したい。規制の改正も視野に入れて、次年度に予算要求もしたうえで、その結果を踏まえて審議会に諮りたい。今回は調査の事前報告です。

【委】委員の皆さんの中にも普段の生活の中で、「この(広告物)は、おかしいんじゃないか？」と思っている物もあるのでは…そういうところも一度再検討してはもらえないか？

【事】一気に結論を出すというのではなくて、実態調査の中でそういう意見があれば、組み入れて進めていきたい。

【委】総量については面積のみか。高さの基準も必要では。色彩基準については難しいが、どう決めるのか。

【委】景観計画策定時に最高彩度を決めましたが、それを超えて使える部分もある。看板はどうしても高彩度を使いたがる。彩度については広告業者とお互い意見を出しあわなければ難しい。

【事】(高さに関する説明後・・・)高さについても検討しなければならないかもしれない。(色彩に関する説明後・・・)色彩について、富山の事例を踏まえて熊本でも取り組みたい。(個別の案件で)今も業者をお願いはしているが(今のままでは)難しい。商業施設の申請の際、基調色について規制が必要。検討しなければならない。

【委】他都市ではマクドナルドやローソンについてカラーを反転している事例も見ることができるものなのか。

【事】全国的企業のコーポレートカラーで、例えば、空港周辺の景観形成地域にそういった事例もある。当課も規制の範囲内で指導しており、景観計画の重点地域において、そのような事例が2, 3出ている。今後も行政指導として企業への働きかけをしていきたいと思っている。

【会長】次年度に向けて取り組んでいくということで、それで適切か審議していくこととなる。委員の方々も事例であがったところは、日常の生活の中で、どのような広告がそぐわないのか、おかしいのかを気をつけて考慮して行って次回の審議会に活かしていただきたい。

<眺望保全の取り組みについて>

(事務局による説明後)

【会長】何か質問があればどうぞ。現況は良好に景観が守られている。

【委】関係ない話かもしれないが、(規制は) それ程厳しくない。基準法との関係、景観上の高さの落としどころはどうなっているのか。

【事】都市計画法や建築基準法との関係が悩み。京都ではダウンゾーニングをして観光の観点から低く計画している。他都市を参考にしながらも、(基準法での高さ規制は) ベースがないと難しい。景観の観点からは下地が出来ていると思う。

【委】熊本は(規制等) 厳しいと言うが、個人的にもっと厳しくしたほうがいいと思う。委員の方々もおかしいと思うところを気をつけてみてほしい。

【委】大江のマンションについては、もしもっと高かったらどう対処していたのか。

【事】重点地域外なので指導は難しい。

【委】そういう基準をつくらないと山のラインを超えるのではないか。

【委】まちづくりと景観を一体に考える必要がある。城のシンボル性を保ちつつ、重点地域に限らず、幅を広げて考えるべき。

【委】高さのことを言うと、市役所の建物が引き合いに出されるのではないか。

【委】熊本らしいまちづくりが重要、高層が良いわけではない。

[以上で第 19 回熊本市景観審議会は終了。]